般職 の任 期付 飛員 の採用等に関する規則 \mathcal{O} 部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 馬 場 勝 也

奈良県人事委員会規則第二十二号

般職 0 任期付職員の採用等に関する規則 \mathcal{O} 部 を改正する規則

第十五号)の一 職の任期付職員の採用等に関する規則 部を次のように改正する。 (平成十四年十二月奈良県人事委員会規則

第四条を次のように改める。

第四条 削除

奈良県人事委員会規則第十五号。 事情がある場合」 得た年数をもって、 た者とし を適用する」を「在級期間表の適用に 格基準表」 六年三月奈良県人事委員会規則第十五号。 委員会が行う試 又は第二号に掲げる試 「初任給規則別表第六」に、 「級別資格基準表に定める必要経験年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて 第七条の見出 て取り扱う」に改め、 という。 験」 中 に該当するものとして取り扱う」に改める。 を 級別資格基準表の必要経験年数とする」を 「級別資格基準表」 験」 \mathcal{O} 「初任給、 試験欄の に、 「級別資格基準表 同条第二項中「第十条第一項」を 初任給、 以下 昇格、 「正規の試験」 つい 「初任給規則」 昇給等 を ては、 昇格、 以下 「在級期間表」 の基準に関する規則 「初任給規則」 (以下この条及び次条にお 採用試験の結果に基づ 昇給等の の区分のうち当該試験に対応する区分 とい . う。 基準 に改め、 という。)第十二条第二項第 に関する規則 同項 「第十条第二項」に、 同条第一項中 昭 \mathcal{O} 定め い 和 ٧١ て職員となっ 別表第二 四十六年三月 る て 昭昭 特 「級別資 和 「人事 莂 四十 \mathcal{O}

基準表」 規定する」 第八条中 とい に、 「級別資格基準表を適用する場合における」 う。 別表第六」 _ を削 り、 を 「別表第二」 「級別資格基 **準表**」 に改め を を「初任給規則第十四条の二に 初任給基準 (以下こ の条に 表 \mathcal{O} 試 お 験 11 て 「初任給 に 改 8

号又は第二号」 第九条中 「第九 を 条第 「第十七条」 号」 を に改め 「第十 九条 る。 \mathcal{O} 第四 項 第 号 に 改 Ø 第十七条第

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。